

ご存じですか？ 軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

10月からの消費税増税と複数税率適用開始に向けて補助金が出ています。

テレビコマースでPRしているレジの改修や買替えのみならず、パソコンシステムの改修や買替えに適用される補助金もあります。

「区分記載請求書等保存方式」に対応した請求書を発行するために、現行のパソコンシステムを改修する場合、あるいは新たにパソコンシステムを導入する場合に補助金が支給されます。

C型

請求書管理システムの改修等支援

本補助金は補助事業期間（2019/1/1～2019/9/30）内に、補助対象となる請求書管理システムの改修または導入を行い、かかる費用の支払いも全て完了したのちに、補助金の申請（事後申請）を行うようになっています。よって、要件を満たしていれば補助金が支払われます。

補助対象の要件

- ・「区分記載請求書等保存方式」に対応した請求書を発行するため事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの改修・導入について補助対象とします。
- ・補助対象となる請求書管理システムの改修・導入（納入・導入日および支払いの完了を含む）の期間は、2019年1月1日から2019年9月30日までを補助対象とします。
 - ※1）見積作成・請求内訳作成・納品書作成機能も補助対象となりますが、請求書発行機能を必ず含んでいる必要があります。
 - ※2）請求書発行とともに、財務管理、在庫管理や財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、請求書管理システムの機能を含むものであれば、補助対象とします。

補助率と補助金上限額、申請単位

次の各区分毎において補助対象経費に補助率を乗じた額となります。
ただし、補助金上限額を上回ることはできません。
また、1事業者あたり、原則、1申請とします。

区 分		補助率	補助金上限額	
改修 ・ 導入 作業費	設計（基本設計・詳細設計）	3 / 4 (補助対象範囲外の機能は含まない。)	-	1事業者あたり 150万円
	構築			
	テスト			
	データ移行			
	本番環境構築			
付帯費用				
ソフトウェア		3 / 4 補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の1 / 2を補助対象経費とし、これに補助率3 / 4を乗じるものとします。		
ハードウェア (汎用端末)		1 / 2	1事業者あたりのハードウェア 10万円	

補助事業期間

補助対象となる請求書管理システムの改修・導入（納入・導入日および支払いの完了を含む）の期間は、2019年1月1日から2019年9月30日までです。
また、補助金交付申請の受付は、2019年12月16日（消印有効）までです。

お問い合わせはお気軽にシスポート（米田・岡）まで